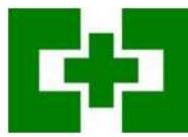




労基署便り 令和7年度 No1

大河原労働基準監督署



令和6年1月～12月労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。令和7年4月5日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5	R6	前年比	R5	R6	前年比
製造業 計	36	45	9	410(4)	459	49(-4)
食料品製造業	18	14	-4	211	204	-7
機械金属製造業	12	16	4	104(3)	129	25(-3)
建設業 計	37	20	-17	300(4)	269(3)	-31(-1)
土木工事業	17	8	-9	86	75(2)	-11(2)
建築工事業	16	10	-6	164(2)	148	-16(-2)
その他の建設業	4	2	-2	50(2)	46(1)	-4(-1)
運輸交通業 計	8	12	4	369(1)	334(1)	-35
道路貨物運送業	4	10	6	312(1)	297	15(-1)
商業	27(1)	27	±0(-1)	443(3)	447	4(-3)
社会福祉施設	17	12	-5	259	253	-6
全産業	189(2)	166	-23(-2)	2543(19)	2420(11)	-123(-8)

令和7年1月～3月労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。令和7年4月5日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R6	R7	前年比	R6	R7	前年比
製造業 計	9	15	6	71	97	26
食料品製造業	1	6	5	26	43	17
機械金属製造業	4	3	-1	28	23	-5
建設業 計	1	6	5	50	50	±0
土木工事業	0	1	1	12	15	3
建築工事業	0	3	3	24	23	-1
その他の建設業	1	2	1	14	12	-2
運輸交通業 計	3	2	-1	71	81	10
道路貨物運送業	3	2	-1	64	72	8
商業	3	7	4	76	92	16
社会福祉施設	2	3	1	40	43	3
全産業	25	52	27	416(2)	509(2)	93(±0)

1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。

2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械器具・電気機械器具・輸送用機械等製造業の合計。

大河原労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害が激増しております（前年同時期の2倍以上増えています）。

特に転倒災害が多発（25件発生：全数のほぼ半分）しています。



← こちらを参考にする等して転倒災害の防止に努めてください。

職場における熱中症対策の強化について

~令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます~

職場における熱中症による死傷者数の推移



クールワークキャンペーン



環境省熱中症予防情報サイト

皆様も実感していることと思いますが、年々、気温が上昇しており、夏季は酷暑続きとなっています。この影響により、職場において熱中症となる方が増加しています。**熱中症は、死亡災害に至る割合が、他の災害の5～6倍とされており、年間に全国で30人以上の方々が職場で熱中症に罹患してお亡くなりになっています。**

また、仕事中に熱中症に罹患し、4日以上の休業を余儀なくされた方も多数認められます。大河原労働基準監督署管内も例外ではなく、令和6年に仕事中に熱中症を発症して病院で治療を受けた方々が少なくとも19名確認されました。

職場における熱中症が増加していること、熱中症による死者のほとんどが、初期症状の放置・対応の遅れによるものであることを踏まえ、**今般、熱中症の重篤化を防止するために、「体制整備」、「手順作成」、「関係者の周知」が労働安全衛生規則により事業者に義務付けられることとなりました。**対象となるのは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて作業を実施することが見込まれる場合です。**令和7年6月1日に施行されますので、対応のほどよろしくお願いします。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 「熱中症の自覚症状がある者」や「熱中症のおそれがある者を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備するとともに作業従事者への周知が必要です。
- 熱中症のおそれがある者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び作業従事者への周知が必要です。



詳しくはこちらをご覧ください。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。